

## 平成 30 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 30 年 10 月 17 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：中田委員

公開区分：公開

（子育て給付課 中屋課長）

ただいまから平成 30 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

私は、こども未来部子育て給付課長の中屋と申します。議事に入りますまで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議では、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査などにつきましてご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は中田委員がご都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、こども未来部長、山川より皆様にひと言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来部 山川部長）

皆様、こんばんは。

今年度、第 1 回の子ども・子育て支援会議ということで、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

高知市の、この子ども・子育て支援会議で作りました計画も、あっという間に来年が最終年度ということで、来年度、その次の 5 年間の計画を策定するというタイミングがもうやってまいりました。本当に、あっという間に時間が過ぎてしまいまして、この計画後、高知市としましても、この子ども・子育ての事業、様々な新規事業をとり入れて充実してきたつもりでございます。

特に、その中でも母子保健分野におきましては、非常に新規事業が増えてきている中で、不足していた施策というのが一定充実してきているのではないかなと考えている部分もあります。

また、本日は、来年度策定する事業計画に向けてのニーズ調査、スタートキックオフとなりますので、また皆様方から様々なご意見をいただきながら次の 5 年間を目指していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

（子育て給付課 中屋課長）

それでは、続きましてお配りさせていただいております資料のご確認をお願いいたします。

まず、資料一覧をご覧ください。お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第、委員名簿、座席表、議事の（２）関連で、資料２－１ 高知市子ども・子育て支援事業計画（変更案）、資料２－２ 高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について。報告事項で、資料３ 幼稚園、保育園、認定こども園等の無償化について。資料４ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の概要。資料５ 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）。以上となります。

なお、議事の（１）関連ですが、資料１－１ 高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（調査票）について。資料１－２ 調査票（案）、資料１－３ 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方につきましては事前に送付いたしております。

お手持ちの資料に不足がございましたら事務局までお知らせください。ございますでしょうか。

それでは、議事に移ります。ここからは、議事の進行を有田会長にお願いしたいと思います。有田会長、よろしく申し上げます。

#### （１）高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（調査票）について

（有田会長）

ただいまから式次第にしたがいまして議事を進めてまいります。議事（１）高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（調査票）について事務局から説明をお願いします。

（子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱）

それでは、ニーズ調査及び調査票についてご説明させていただきます。事前にお送りさせていただきました資料の１－１、１－２、１－３をお願いします。

それでは、まず、資料１－１の高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（調査票）についてで、ニーズ調査の概要についてご説明をさせていただきます。

各市町村においては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、高知市も平成27年度から平成31年度を計画期間とする高知市子ども・子育て支援事業計画を作成しています。今後、平成32年度を始期とする第2期高知市子ども・子育て支援事業計画を作成する必要があります。

それでは、1の利用希望把握調査等についてですが、第2期の支援事業計画を作成するにあたっては、国の基本指針に基づき、利用希望把握調査等、これが今回のニーズ調査にあたります。これを実施することとされており、

保護者に対するニーズ調査を行ない、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び今後の利用希望を調査することを目的としており、これらを踏

まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行なうこととされています。

2のニーズ調査の概要ですが、調査対象は、就学前児童の0歳から5歳の子どもさんがいる世帯から3,000世帯を無作為に抽出します。なお、平成30年4月1日時点の高知市における就学前児童は約15,000人強であります。5年前のニーズ調査の回答率は56.5%でした。今回の調査でも55%の回答率を目標としてやっていきたいと思っています。

調査は、調査票の送付・回収ともに郵送にて行ない、結果の入力から集計、分析については、委託業者とともに高知市が行なってまいります。委託業者につきましては、プロポーザル方式で公募しジェイエムシー株式会社に決定し、先日の10月11日に業務委託契約を行なっています。調査票の中身につきましては、後ほどご説明させていただきます。

3の調査に関連するスケジュールにつきましては、今回の子ども・子育て支援会議後、いただいたご意見をもとに調査票を作成し、11月には調査を実施したいと思っています。調査を含めて一覧表に記載したスケジュールでまいりたいと考えておまして、来年3月に予定しています子ども・子育て支援会議では、ニーズ調査の結果報告と量の見込みの検討をご審議いただきたいと考えています。

次のページをお開きください。ここからは調査票案について説明をさせていただきます。

資料1-2 高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査と書いております調査票案、それと、資料1-3をお手元をお願いします。

それでは、資料1-1の2ページ、こちらをもとに説明させていただきます。今回の調査票案につきましては、国から第2期の事業計画を策定するにあたって新たに調査票のひな型は示されなかったことから、前回、平成25年の調査票をベースとしております。前回の調査票は、平成25年に国から示されましたひな型であるニーズ調査票のイメージに基づき、高知市で行っております具体的な施設名や制度について加筆した事務局案を作成し、高知市子ども・子育て支援会議でご意見をいただき、完成させたものです。また、前回調査との比較を行なう観点からも、前回調査票をベースとしております。

調査票のレイアウト等につきましては、前回のレイアウトを使用していますが、委託業者のノウハウも活用しながら、より良いレイアウトになるように作成を行なっていく予定でございますので、質問の項目等についてご議論いただき、本日の会議での取りまとめを是非お願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

次に、今回の調査票の設問の構成についてですが、資料1-2の調査票をご覧ください。1ページは、子育て中の市民の皆様へのニーズ調査の協力依頼などの内容です。真ん中あたりの枠で囲んだところに、調査票は平成30年11月30日金曜日までにご返送くださいと記載しておりますが、この期日は、現時点では確定していませんので、ご了承願います。調査期間は、資料1-1の3のところ2週間程度と書いてありますが、今回は3週間を予定しております。

それでは、調査票の2ページをお開きください。問1から問10までは、お子さんとご家

族の状況についての設問となっています。

4ページをお願いします。問11から5ページの間12-3までは、お子さんの父親、母親の就労状況についての設問です。

次の6ページの間13から13ページの間20までは、宛名のお子さんの教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望についての設問となっています。

14ページをお願いします。問21、問21-1は、宛名のお子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方についての設問となっています。

問22から17ページの間26までは、地域での子育てについての設問です。

18ページの間27から22ページの間28までは、育児休業や短時間勤務制度など、職場と家庭の両立支援制度についての設問となっています。

それから、22ページの間29-1から29-3は、今回新たに追加したダブルケア問題についての設問です。

最後に問30、31は、ご意見を伺う設問。

以上が調査票の構成となっています。

それでは、資料1-1の2ページにお戻りください。前回調査票からの変更（追加）についてご説明をさせていただきます。

1つ目の変更点は、調査票では6ページにございますが、問13の選択誌に、「5. 小規模な保育施設」を追加しています。追加理由は、平成30年8月24日、こちら、資料の1-3に内閣府から発出されました第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方で修正が示されていることによります。

2つ目の変更点は、調査票で言いますと、9ページの間14-4を新たに設問として追加しています。設問は、特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む。）の利用を強く希望しますかというものです。共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について正確にニーズを把握することを目的としています。

3つ目の変更点は、調査票の22ページになりますが、ダブルケア問題について新たに設問を設けています。「ダブルケア問題」とは、親（義理の親を含む。）の介護と子育てを同時にしなければならない世帯の問題であり、少子化や高齢化、女性の晩婚化により出産年齢が高齢化したことに伴い、介護と子育ての負担を同時に負う世帯の増加が予測されているということからです。

以上の3点が、前回調査票からの追加・変更点でございます。

次に、②量の見込みの推計上必要な項目である設問についてですが、枠の中の問1以下の設問は、第2期の子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの推計を行なう必須の設問です。調査票ではピンク色のマーカーをしています。

次に、③国のひな型にない設問ですが、こちらは高知市独自の設問で、調査票では緑色でマーカーをしている設問です。

④国のひな型にはあるが、量の見込みの推計上必要な項目ではない設問。こちらは、先

ほどの②③以外の設問で、調査票では青色でマーカーをしている設問です。

以上で、高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査及び調査票についての説明を終わります。

(有田会長)

このことにつきまして、ご意見、ご質問いただきたいと思います。先ほど、事務局のほうからも説明がありましたけれども、この新たなニーズ調査の調査項目につきましては、本日の会議で皆さんからいただいた意見を参考にしていきながら、まとめていきたいというところがあります。

日程等々決まっていることもありますので、今日いただいた意見を会長、副会長と、それから、事務局で協議いたしまして、これで進めていきたいということで、ご了承をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

是非、活発な意見をよろしく願います。

それでは、ご意見ご質問ございましたら、よろしく願います。

(伊野部委員)

1点、意見と、それから質問とをさせていただきたいと思います。

まず、ニーズ調査の1枚目にアンケートの趣旨を書かれています。一番上にその目的が書かれています。ちょっと弱いなとは思いますが、このページの間くらいに、「高知市におけるこれからの子育て支援や、子どもたちのための計画を策定していく上でとても大切な情報となります」という、これをもっと活かして、ここをゴシックにするとか上に持って行くとか、回答率をちょっとでも上げて、やはり、5年間の大きな基礎となる大事な調査ですので、このへんを回答率を上げるためにもそうしたほうが、ちょっと考えられたほうが良いような感じがします。これは意見です。

質問のほうですが、あとで報告事項で説明があると思いますけど、幼児教育の無償化について、このニーズ調査では全然、どの項目にも無いと。これは、もう本当に大きなニーズ調査をやるうえで、これが何で無いのかと。設問の仕方、難しいかもしれませんが。一昨日も消費税を上げるといって政府のほうで決めましたので、多分、来年の10月から消費税が上げるといことは幼児教育は無償化すると。だから、5年に1度の調査ですから、来年するわけにいかないで、今回の調査で何らかのかたちで無償化された場合の対応を保護者に聞いておく必要があるのではないかなと思うわけです。

それで、例えば、私、思ったんですけど、6ページから7ページにかけて今後の利用希望についてということがありますが、問13で11.利用している教育・保育事業はないということにマルをつけた方については、無償化されたら預けますかとか、そういった質問。ここに入れるのがいいのか。それとも次のページの間14の最後のほうに、「なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じ

た利用料が設定されています」という言葉がありますけど、これを書かれるのなら、じゃあ、これが一定無くなった場合、利用しますかとか、いろんな方法があると思うんですけど。やはり、無償化ということを今回のニーズ調査のどこかに入れておく必要があるのではないかなと。

それと、もう1点関連しますけど。我々保育現場を預かる者といたしましては、そういった場合に保育にどういった影響があるのかなということを考えるわけですが、例えば、今、保育標準時間・短時間という2つに分かれていますけど、それが無くなった場合、保護者の利用時間はどうなっていくのかなということも聞いていただけたら。

結局、職員配置というのを常に我々考えていかなければならないんですが、それが短時間が無くなって標準時間に統一されるみたいなことも聞いていますけど、噂でしか、まだ聞いていないんですけど、そういうことになると、非常に居残り保育に対する保育士の確保というのが、現在でも大変難しいんですが、これは特に、皆様方ご承知のとおり、今、保育士不足で年度途中の採用というのは無理です。

そういった場合、来年の10月から突然そういうことになっても現場はなかなか対応できない。考えるとすれば、来年4月からそういったことも見据えた職員の採用計画であるとか、そういったことを我々は考えていかなければならない立場にいるんですが、そういった1つの参考資料的なあれに、そういったかたちも聞いていただければ非常にありがたいなと。これは、多分、公立のほうの保育所の方も聞きたいと思うんですけど、そういったことがどうなっていくのかなというのは。

やはり、我々としては、そういったことをまず思いますので、そのへんは無償化についての質問を、どう考えられていくかということについてだけお伺いしたいと思います。

(有田会長)

伊野部委員から3点ありました。このニーズ調査の回収率を高めるために、ここを太字にしてはどうかということ。それから、無償化のことにつきましては、後ほど、報告の中で話されるのか、いや、ここで皆で議論しておいたほうがいいのか。そこのお考えを事務局のほうにお聞きしたいと思います。それから、利用時間についてどうお考えかということにつきまして、今、お答えできる範囲でお願いします。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

無償化の設問については、いただいたご意見をもとに検討したいとは考えますが。ただ、質問の仕方とか、ちょっとすぐにご回答できるものは、今、ございません。申し訳ございません。

(有田会長)

この無償化については、ご説明、内容のご説明は後からあると思いますけど、そのこと

をニーズ調査の中に盛り込んだほうがいいのか、あるいは、というところまでは、事務局のほうではないのでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

実際、今回、業者さんを選定するプロポーザルをやっていく中で、業者さんからいくつか提案をいただきました。その中で業者さんによって、今、伊野部委員さんがおっしゃったような無償化の内容を聞くべきであるという業者さんと、そこは聞かなくてもいいのではないかと、いろいろな意見をいただきました。業者さんからの情報では、自治体によっても違うそうです。自治体によって取えて聞かないという自治体もあるという、そこは考え方だと思います。

私共のほうは、現時点で、一番心配しているのは、幼稚園の預かり保育がどのくらい増えるかというところがかみづらいというところは持っているんですが、それ以外のニーズは、今、高知市、かなりの利用率がありますので、無償化による部分というのは聞かなくても、自分達で一定条件が考えられるのではないかという思いもあって、現在は案の中には入れていません。

今日、ご意見いただいたうえで、やはり入れたほうが良いというご意見だと思いますので、設問の仕方は少し工夫をして、よりわかりやすい、その数字が役に立つ数字になるような設問の仕方を考えていこうと思いますので、ご意見として、今後、参考にさせていただきます。

(有田会長)

利用時間のことにつきましては。

(こども未来部 山崎副部長)

今回の無償化の分につきましては、情報があまりにも少な過ぎて、なかなか設問にもしにくいところがあります。特に、今、3歳児幼児で利用可能な教育・保育としましては、いわゆる教育認定でありますとか、教育認定プラス預かり保育、あるいは保育認定でも短時間と標準時間、あるいは保育認定の標準時間プラス延長保育というような種類がありまして、これのどこまでが無償化になるかによりまして、コストと預かる時間というものが比例するものかどうかわかりません、今までは比例していたと思いますけど。そこが崩れていくということもありまして、なかなか予測が立てにくいところがあります。

今のところ、今回の設問の追加の分で、国の方からも指示がありました問14-4というところ、幼稚園の預かり保育ですね。この希望を聞くところが、おそらくは無償化に対する設問ではないかというふうに考えております。そこが今まで、こちらとしても補助事業の中ではやったことがありますけど、補助事業を利用されている幼稚園さんが非常に少ないというところがありまして、実態の把握ということが非常に難しいということになって

います。

ここに関しましては、幼稚園連合会の皆様にもご協力いただきながら来年度の予算というものの中で考えていきたいと考えておりますが、設問としては、まだその部分が国からは入っておりますが、ほかについては入っていない。あと、去年との比較という部分ありますし、去年というか前回ですね。5年前との比較ということもありますし、今、質問のボリュームが非常に大きいということもあまして、今のところはこういうふうなかたちになっております。あとは検討させていただきます。

(有田会長)

太字のところはよろしいですか。

(こども未来部 山川部長)

はい。その部分につきましては、これから全体のレイアウトも含めまして業者さんと回収率を上げて行くための工夫、この文字の大きさひとつとりましても大事なことになってまいりますので、いただきましたご意見は参考にして、より回収率の高いものにしていきたいと思います。

この回収率55%というのは、一般的なニーズ調査の中では非常に高い。高知市、市民意識調査等やりますけれども、35%くらい超えますと回収率が高いと言われております。それをはるかに上回る回収率、前回は出ています。それは回収にあたる努力もありますし、その対象の方が、この内容について、より興味のある方にしぼっているということもありますので、今回も前回の回収率を下回らないかたちというのは努力していかなければいけませんので、いただいたご意見を含めまして、全体、受け取った方が、より回答しやすいレイアウトということは考えてまいります。

(有田会長)

本当に素朴な質問ですけど、多分、委員さんの中でもあると思いますけれども。ニーズ調査の結果、大体、現在は保護者のニーズに見合ったかたちで施設はあると捉えてよろしいでしょうか。

ニーズ調査を前回やって、今、実際、保育園でやっていますよね。私達も55%は非常に高い数字だということは、今のご説明でわかったんですけど、現在の高知市の状況の中で、大体、行きたい、あるいは利用したいということが満たされている状況は、大体あるんでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

この計画というのは、ニーズ調査から、先ほども説明がありましたけれども、量の見込みを出します。その量の見込みに対して供給というので前回、計画を作っていたいて、

5年間の中で量の見込みと供給のバランスを整えていくというところでやってきています。

今、結果としては、そこがどこまでちゃんと近づいてきているかというのが、ニーズを満たしているかどうかということになりますので、ニーズ調査の1項目、1項目を満たすというものではありませんから、その5年間の計画の中で目標値を設定するためのニーズ調査ということになると思います。

現在、毎年の進行状況は、この会議のほうに報告をさせていただいております、完全に満たしているものもあれば不足しているものもあるというような状況でございます。

(宮地委員)

今、伊野部委員さんから出された分ですが、もし、アンケートの中に入れるんだったら、この無償化ということがわかるようにしていただかないと、無償化が決まっていない部分で、今、推測だけで動いていますし、ちょうど、先ほど出てきた預かり保育の調査を文科省から委託を受けて、全日本私立幼稚園連合会が11月の上旬から下旬にかけて全国に300件くらいをやると。これは、文科省の初等教育の課長がいわく、文科省としてデータが欲しい。どれくらい動いているか。それをつかむことによって、厚労と内閣府と話し合いをするときのデータにするから協力して欲しいという要請が既にあります。そういう状況の中で、3省庁でやっていることが非常にわかりづらいと。

預かり保育に直結する部分で、満3歳児が無償になるということが、つい先日、決定しました。これ、保育所でいう2歳児です。2歳児は所得制限がかかって無償になるかならないかの対象になってくる。

そうすると、23ページにある問の30番、どのような子育て、教育をしたいのかという意見で、グリーンの方ですので高知市が独自にやっている分というかたちであります。このへんがすごく重要になってきやしないか。数というのはあくまで推測であって、今いる人達が今後どう変わってくるかということは、要は、きちんとはいかないけれども、要は、どうも世の中が女性を労働力にしているようなところが見うけられると。そうなってくると、いくら施設をつくっても、この少子化の中で対応しきれない。

もう既に企業型が破綻を来すような動きが見えている。企業主導型の保育所を作って、次につながっている部分が無かったり、儲からないから止めるということが平然と起きてきていると。まだ数は少ないですけど。

そういうふうな中で本当に子育てどうしたらいいか。どっちが安いからいくとかいうふうな動きが、やはりございます。それがさらに無償になったときに、25,700円が幼稚園の4時間分の無償の割合になります。37,000円が標準時間の保育所ならびに、いわゆる2号相当児と言われる人達は37,000円になってくると。0,1,2のほうの所得税がかかった中で42,000円というかたちになってくるといのが出ていますけど、一体それが確実なのかどうか。

そのへんが出てくると、先に中途半端な情報が流れてしまえば、それを訂正するのにど

れだけ時間がかかるか。その中で設問に入れるの、難しいけれども、もし、入れるのであれば、入れた後にこの無償化についての部分を確実に高知市が周知していかないと、とんでもないことが起きてくると。

今、特に問題になっているのは、給食費です。食料費という部分で、3号児、0、1、2歳は給食代が保育料の中に入っていて給食代タダです。2号児は主食だけを受益者負担で保護者が出すというかたちになっている。老人は全額自己負担ですよ。という中で一律にしなければいけないんじゃないかという流れが出て来ている。

ただし、その中で栄養の問題とかいろんなかたちで出てきている分があるからどうなのか。非常にまだ予測がつかないし、国自体では、平たく言ってしまえば省庁間の綱引きがまだやっている状況なので、どこへ落としどころになるのかというのがわからない。そのままのせていくのは、私はいかがなものかな。

それよりもこの設問の30番をどういうふうな子育てをしたいからどこに預けるというふうなことをもっと強く出していくべきじゃないかなというのを、これは意見でございます。

すみません。28番、教えてください。健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、ご存知ですかという設問がありますけど、これ以外の、いわゆる社会保険、私立学校共済の共済組合とか公立学校とか、他の保険があるんですけど、そのへんは勉強不足でわからないんですけど、どうなんでしょう。そのへんが、ここの部分だけでいいのかなというところで、ちょっとわからなくなりましたので。

最初の部分は意見ですし、後の分は、ちょっと保険料の、わからないので教えていただきたいということです。長くなりました。以上です。

(有田会長)

そしたら、無償化につきまして意見というところで、設問28のここの部分につきまして、ご説明いただけますでしょうか。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

28の選択肢なんですけど、こちらについては、国のひな型を引用しております。

(こども未来部 山川部長)

今の部分に補足しまして。

ここの厚生年金、健康保険、ここは国のほうでも、たくさん種類がありますから全部書くわけにはいきませんから、代表して書いているかと思えます。表現の仕方としては国のほうのひな型どおりやっておりますけど、後ろに「等」を入れるとか、そこは考えていきたいと思えます。

(齊藤委員)

ニーズ調査に関しまして、保護者の代表でございますので、ひと言申し上げないといけないかなと思って手を挙げました。

私もこのニーズ調査、事前に資料でもらったときに、ちらっと何名かの方に、現役の保護者の方に見ていただいたんですけども、やはり、伊野部委員とか宮地委員が言っているとおりイメージがわからないと。このアンケートのイメージがわからないので、やはり答えるのにちょっとというところ。それとボリュームがあるので、ちょっと回収率に差があるのかなという心配と、やはり無償化についてふれられていないというところ。ちらっとは皆さん、噂では知っているんですけども、どうなっちゃうが？という話とかがありますので、やはり、言われたとおり、高知市の保育がどうなっていくというイメージがあれば、重要性、保護者の重要性としてあがっていくと思いますので、そういうことを盛り込んでいただきたいなという意見でございます。以上です。

(有田会長)

量の見込み等の推計のところにつきましては、きっと必要な設問だと思いますけれども、要は、どんなふうに高知市の幼児教育・保育が進んで行くんだろうかというイメージがない方には、きっと難しいかなと思います。本当にそのところでイメージがあると答えやすいかとか、そんなアイディアはどなたかありますか。

特にございませんか。

齊藤委員さん、具体的には何かそういうご意見とか、ありましたか。

(齊藤委員)

具体的にどうしたらいいとか、どうすればアンケート書くとかいうのはなかったんですけど、ひとつ、ちょっと幼稚な意見ですけど、「字ばかりや」というのがありました。本当に幼稚な意見。保護者も勉強しないといけないとは思んですけど。そういう何というんでしょう。字ばかりじゃなくしてパッと見ただけでわかるようなイメージがいいのかなと。漠然とした回答なんですけど、そんなことを言われました。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございます。最終、完成させていただくときには、そういうご意見をいただきながら、委託業者のほうがたくさんノウハウを持っていらっしゃると思いますので、参考に作っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(中西委員)

本当に活字離れというのがすごく進んでいて、私もこれを見て、一番最初に見たときに、何やこれと思ってしばらく置いておいて、昨日になって、まあ見ておかないといけないと

思ってたんですけど。アンケートをもらった人は、多分同じだと思うんですね。

ですから、ちょっと、1ページ目を例えば半分にして、下の「お読みください」というところやご意見云々、こんなやつも裏面に入れていくとか、表には本当にはパッ、パッ、パッと。あなたの意見が、今、高知市の保育行政に反映されますとかいうような、大きな斜め字で書くとか。これは業者がやってくれると思うけど。

多分、業者にしたら、高知市の行政というものに対してもものすごく遠慮して活字でやらないといけないと思って、思うところがあるかもしれないですね。そのへんは高知市のほうから、もう少しやわらかくやろうと。それで、皆が、じゃあ書かないといけないという気持ちになろうぜと。比較的、中のこのアンケートのほうは書きやすいんですが、表一面見ただけで、何これと思って、しばらく置いてしまうようになるので、何かそのへんは、マンガを入れるとか、バンッバンッというような。部長のほうでわかっていますので、それ以上は言いませんが、是非そのへんがあればおもしろいなと思います。

(井上委員)

ひとつ文言というか表現が気になったので、そこだけちょっと。

4ページと5ページなんですけれども、問11-1と12-1ですね。フルタイムへの転換の希望がありますかというところで、1番が「フルタイムの転換希望があり実現できる見込みがある」で、2番が「フルタイム転換希望があるが、実現できる見込みがない」というところで、ここでばっさり切っちゃっているのが、ちょっと答える側としては、なかなかシビアなところがあるのかなと。

今のところ予定がないとか、ちょっと表現の仕方を変えていただいたほうが、書くほうとしては、うちのめされたようなところで、この2番にマルをしないといけない人が出てくるんじゃないかなと。働く側としては、なかなか切ない言葉だったので、それが気になったので、もし、ご検討いただければと思いました。

それで、先ほどから出ている、なかなかボリュームのある設問ですけれども。ちょうど5年前の調査の時に、私もこの対象になって、この全部答えて色々意見も書きましたけれど、なかなか大変だと思いました。

13ページに、ちょっとかわいらしいイラストがあって、「ご協力ありがとうございます。アンケートはもう少し続きます。」というのがあって、あ、まだあるがやと思いながらも、よし、頑張ろうと思うこともあるので、こういうふうな工夫がもうちょっと色々なところらに散りばめられていればありがたいなと思いました。以上です。

(有田会長)

書く側にとって不安感のないような表現の仕方をお願いしたいと思いますけど。

ほかにございませんか。

(吉川委員)

10 ページと 11 ページの間 17-2 と 17-3 について、ちょっと間違えているんじゃないかと思うんです。問 17-2 の四角の枠の中に入っている「希望する日数は、問 16-1 で 2・3 と答えた」じゃなく「問 17-1 で、2・3 と答えた」人なんじゃないのかと。

問 17-3 とか問 16-1 じゃなしに、「17-1 で 1 または 4 から 8 と答えた」じゃないんですか。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

すみません。設問をひとつ前のほうに加えているので、ここ、17-1 です。直し抜かっておりました。申し訳ございません。

(吉川委員)

それから、21 ページの間 27-9 ですけれども、「宛名のお子さんが 1 歳になったときに必ず利用できる事業があれば、」と書いて、そのあとに「または、預けられる事業があっても」というふうに書いているんですけど、「必ず利用できる事業」というのは「預けられる事業」ということではないんですか。

(有田会長)

こここのところの意図をお願いします。

(吉川委員)

もし、わかりやすくするなら、預けられる事業なら、そうしたほうがわかりやすいような気がしたんですけども。

全く部外者だからよくわからないんですけど、そういうことを意味しているかどうか。

(有田会長)

ここで一番言いたいことは、預けたいということを知りたいのか。実際には、みたいということを知りたいのか。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

文言整理をいたします。また、修正したものをお示しさせていただきたいと思います。

(吉川委員)

それから、これはアンケートからずれるかもしれませんが、21 ページの間 27-8 の 4 のところ、四角の中に 4 です。「短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる」と。これは事実なんですか。事実なんですか。

もう1点。19 ページの間 27-3 ですけれども、「育児休業取得後、職場に復帰した」ということですけれども、これは、年度始めということと、それから年度の途中ということがあるんですね。で、これって、年度の途中からも、通わせる子が1歳になったらどんどん新しく入れるかと思っていたんですけど、そういうことじゃないわけなんですか。そうしたほうが、効率が良いんじゃないかというふうに思っていたんですけど。医療センターなんかで、知っている人は、途中から、もう1歳になったらどンドン入ってきて、ということで、入れ替わりどンドンしているんですが、年度始めというかたちはとってなかったような気がするのです。そのほうが、順番に産まれるわけですから。そういうことをしているわけではないんですか。

(有田会長)

この設問の意図をお願いします。

(こども未来部 山崎副部長)

この設問につきましては、年度始めというのが、やはり進級がありますので入りやすいというのがあるかと思えます。年度途中の場合、特に、0歳、1歳で言いますと、先ほどからお話しがあつたように保育士の確保であるとか色々難しいところがありまして、年度当初というのは全員が進級をして募集が増える。一斉に募集を、今、12月にしていますが、そういうかたちで選考も行うことができますので、年度途中より比較的入りやすいということになります。

(吉川委員)

1歳になった時、1歳3ヶ月で4月を迎えるとか色々あるけど、そこにあわせて。だから1歳、2歳ですかね、1歳か。1歳の育児休暇をとった、そこでどンドン復帰していくというシステムにはあまりなっていないんですか。

(こども未来部 山崎副部長)

そうですね。施設の受け入れのほうも0歳児では月齢によって、施設によって月齢が異なります。通常大体6ヶ月ぐらいが多いと思います。早いところで2ヶ月から、遅いところでいうと10ヶ月ぐらいまでというところもありますし、あとはお仕事のご都合ということもあつて、復帰される時を選ばれることになるかと思えます。

年度途中で自由に入れるような状況であればいいんですが、特に年度後半になりますと、空きがない状態。特に低年齢児の保育の伸びというのが著しい状態になっています。4月現在で70%ぐらい、1、2歳でいうと70%ぐらいになっていますので、全国平均は45%ぐらいですので、高知市は非常に高い状態にありまして、非常に余地が少ない状態になっています。ですので、年度当初ということをお聞きしているところです。

(吉川委員)

よくわからない。そういう仕組みになっているわけですね。  
非効率のように映っちゃうんです。

(有田会長)

それこそ、きっと保育士確保の施策につながっていくところだろうと思います。これを答えるときに、やはり見ていたいただけでも、でも、年度当初に入れておかないと入れないというところがあって、年度当初に入れていらっしゃる方がいるということも考えられるかなと思ったときに、いや、自分が見られる間は見たいんですよ。でも、そこでも大丈夫というふうな保育士の配置を確保できるような施策を高知市のほうではとっていかれようと考えていらっしゃるんですか。

(こども未来部 山崎副部長)

難しい質問なんですけど。

逆から、もう現実を申し上げますと、実際、育児休業をとられているお母さんは、4月は入所しやすいです。先ほど副部長が申しあげましたとおり。やはり、人の雇用というのは、大体そこで決まっていきますから、4月の場合はほとんど入れます。あと、年度途中で復帰になってくると入れない可能性が高まってくる。だから、逆にもう4月に預けようと思って、育児休業をそのタイミングで復帰するということが、大体選ばれている、皆さんの経験からもわかると思います。そういう方向で。ただ、そのときの子どもさんの月齢によって受け入れのところがありますから、皆さん悩まれるところではありますけど、大体の今の流れとしては、4月の年度当初入所に向かって育児休業のほうを調整されている方が圧倒的だと思います。

(有田会長)

現状を調査したいという項目として。  
ほかにご意見、ご質問ございませんか。

(芝委員)

単純なところで教えてほしいんですが、今回の調査の目的ですけど、最初に説明がありましたように、市民の皆さんに色々ニーズを聞いて、量の見込みの推計をするということに使われるというのが一番の目的ですかね。

ということからすると、この1-1の2枚目の一番下の④で、青色マーカーのものは量の見込みの推計上必要のない項目の質問ということになっていますよね。これが非常に多いんですけど。回答率を上げるという視点だけで見れば、設問が少ないほど、皆さん回答してくれて、返ってきやすいかと思うんですけど。

一方で、青色の部分をこども未来部さんのほうで、別の事業の参考にされるのであれば必要かなと思うんですけど、その点、どんなかたちに利用されているのかも含めておうかがいしたいんですけど。

(こども未来部 山川部長)

もちろん、量の見込みを算定するというのもひとつの大事な今回の調査も目的であります。しかしながら、子ども・子育て事業支援事業計画というのは、その数値だけではなく、その他の様々な施策の充実というものもうたいこんでいきます。本市が施策を充実させていくためには、この部分、必要だということで、その参考にさせていただくために設問を作っています。

できるだけボリュームを少なくしたいという思いはあって、かなり、もっとすごい市町村もあるみたいですけど、この状態でもかなり整理はされているとは思うんですけども、今のところ、うちとしては、前回の調査からの変化等も調べていきたいという思いもありますので、精一杯削っている状況ではございます。

(有田会長)

子ども・子育てのことは、各市町村の実態にみあった形で実施しているところがこのたびの新しい子ども・子育て支援法にあると思いますので、そういう意味でどういう施策を打っていくかというところは、行政のほうで把握していただくことが一番必要なことだと思いますので、そのこともふまえていきながら、これは、是非答えていきたいというようなレイアウトの仕方だとか表現の仕方なんかも工夫していただいて、是非子どもが幸せに、保護者が子育てが楽しくなるような、そんな施策に結びつくようなことをうたっていたくために、是非、このニーズ調査を実のあるものにつながるようにしていただきたいと思っております。ほかに意見がなければ、次に進みたいと思います。

## (2) 高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について

(有田会長)

続きまして、議事(2)高知市子ども・子育て支援事業計画の変更につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

資料は右肩に資料2-2と記載しています資料をご覧ください。

今回の計画の内容の変更は、地域子ども・子育て支援事業のうち、地域子育て支援拠点事業につきまして、平成30年度以降に新規開設の施設がありますことから、「子ども・子育て支援交付金」の交付を受けるにあたり、量の見込み、確保の方策及び施設数などの変

更することにつきましてお諮りするものです。

本市の地域子育て支援拠点事業としましては、本年4月1日現在、地域子育て支援センター12箇所におきまして、親子のふれ合いの場を提供しながら育児への支援をとおして保護者の孤立化を予防するとともに、育児相談等の幅広い活動を行なっています。

計画の中では、地域の子育て支援の拠点であります地域子育て支援センターの設置につきましては、子育て家庭を地域で支えていくという観点から今後も身近な地域の子育て支援拠点として保健所等の関係機関との連携を深めるとともに、活動を拡充していくことが必要とされております。

また、計画策定の段階では、施設数としまして、それまでの10箇所に加え、平成29年度に東部地域で1施設、平成31年度に北部地域で1施設の整備を目指すこととしており、全体で12箇所としていく目標としておりました。

そのうち、東部地域の施設の位置付けとしまして、平成29年6月には、大津保育園の改築にあわせまして、園内に「おおつ・にじいろ広場」を開設して運営をスタートし、全体では11施設となり、平成29年度の計画数値を達成したところです。

その後、本年4月に中心市街地の帯屋町チェントロの中に、「さくらんぼの森」が開設されますとともに、地域に子育て家庭の多いエリアにおきまして、本年5月には、みかづき第二幼稚園内に「親子みかづき広場」を開設。この12月には、南御座に新たな地域子育て支援センターの開設を予定しており、平成30年度としましては、14施設となるなど、それぞれの地域子育て支援の輪が広がっていております。そのため、現在の平成30年度の計画数値のうち、設置数11箇所につきましては、設置数14箇所と上方修正してまいりたいと考えております。

地域子育て支援センターの配置図をご覧ください。この配置図につきましては、先ほど申し上げました11箇所の地域子育て支援センターに加えまして、本年度開設又は開設予定であります3箇所の地域子育て支援センターの場所につきましても反映したもので全体で14箇所の配置となっております。

次に、平成31年度の計画数値の考え方につきましてご説明申し上げます。

現計画に基づきまして、東部地域におきましては、大津保育園の改築にあわせて「おおつ・にじいろ広場」を平成29年6月から運営をスタートしております。が、一方で、子育て世代の多い北部地域につきましては、現在のところ開設にいたっておりませんので、北部地域での設置につきまして検討を継続してまいりたいと考えております。そのため、平成31年度の設置数につきましては、配置図にあります14箇所に加えて北部地域に1箇所設置のあわせて15箇所としてまいりたいと考えております。

続きまして、量の見込み及び供給数についてご説明をいたします。

これまでの利用実績は、平成27年度で45,444人、平成28年度は51,618人、平成29年度は51,373人の利用がありました。この利用実績を基礎としまして、平成30年度、平成31年度につきましては、既存のセンターでは平成27年度から29年度までの3ヶ年の平均

利用数を用いるほか、平成 29 年度以降、新設したセンターにつきましては、利用者数の推計を行なうことなどによりまして、各年度の量の見込みと供給数を推計して全体の数にしております。

なお、現計画数値を大幅に上回る数値として今回修正してまいりますことや、全体として親子の利用希望に対しまして十分に利用していただける環境が整ってきているものと考えており、量の見込みと供給数については同数とさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

(有田会長)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(吉川委員)

何か数字を量の見込みと供給が、変更前がそこであって、30 年と 31 年度が供給が上回るということであって、そういう施設ができたんですね。供給が増えた。そうしたら量の見込みも増えるというのは、何かあまりにもそんな見込みの算定でいいのかというのがあるんですけど。結局、そういうニーズが上がるような対策をとった量は見込めるから、こういうふうなかたちで推計というのが動くものなんですかね。聞きたいです。

(有田会長)

現状の地域子育て支援拠点事業は、どのような状況なんでしょう。

(こども育成課 谷脇課長)

地域子育て支援センターの利用実績につきましては、当初、計画をしておりました見込みから言いますと、かなり利用というのは増えてきておる状況です。また、特に、今回、新しく設置をしたところ、それから、これからもするところについては、子育て世代も多く居住されていらっしゃる地域がございますので、そういったところも含めて今後利用というのは、益々増えていくであろうということで、今回、量の見込みについて推計をさせていただきますところでは。

(吉川委員)

そうすると、量の見込みというのは、供給すればいくらかでも増えてくるというようなもの、どこかでマックスはくるかもしれないけど、そういうものなんですか。

(こども未来部 山川部長)

これはですね、先ほどのニーズ調査のところでもありましたけど、一定最初の初年度のはきはニーズ調査を行ない、子どもの数は少子化で減っていくから下がっていくという量

の見込みになっていると思います。実際、計画の最初のときは前の比較がありませんで、そういう推計しておりました。

今回、見直すにあたっては、既に平成 27 年度から 29 年度まで実績が出ております。その過去の部分の量の見込みを直すことはいたしません、将来に向かっては、やはり実績に基づく修正というのが必要であろうと考えます。ですので、当初の見込みから大きく乖離があった部分については、途中でも量の見込みは増やしていくことが必要だとは思いません。

今回、そういうこともふまえ上方修正していますが、この事業におきましては、同数とさせていただいたのは、実際、キャパが広がっていきますので、その分は受け入れすることもできるということも含めてこういう方向にしています。

実際、施設数におきましては、現在において当初の計画を上回る整備をしておりますし、実際その利用におきましても、私共、母子保健の部分から少しでも支援の必要な方を拾い上げていきたいという活動をしていますので、できるだけ、今までそういうところにつながっていなかった人もつなげていきたいと考えておりますので、この事業につきましましては上方修正をさせていただいたところでございます。

(有田会長)

私自身もこの事業に関わっているというか保護者の話を聞いていると、今、本当に保護者がホッとできる場所がどこか、家庭にいる保護者がホッとできる場所がどこかといったら、子育て支援センターに行くと、あ、私と同じ悩みを持っている人がいるんだというところでホッとできるところがあるんです。以前だったら地域があり、家庭の中におじいちゃん、おばあちゃんがいましたけど、今、そんな家庭が少なくなっていますので、保護者が子育ての悩みをちょっと解決できる場には一番敷居が高くない、身近に利用できる場所というところでもって非常に支援センターのニーズは高くなってきているのではないかと感じています。

園のほうもそういうところで、自分のところの園でもそういうところを開設したり、地域の中でもそういうものを希望される方も多いので、きっと高知市もそこに力を入れられているんじゃないかと思われるところです。

(小野委員)

この平成 30 年度の変更のところの 14 箇所が 31 年度 15 箇所になっているというのが、北部地域に予定しているというふうにおうかがいしましたが、この地図でいうと、みかづき広場よりももうちょっと東のほうのというふうな位置付けで、大体目安はつけておられて、プラス 4,500 という見込みをされているのでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

今のところ、具体的にここというところは、お話しすることはできませんが、北部地域というところで大きな括りでしか申し上げられないんですけども、ニーズが高いところにもう1施設というふうに考えています。

すみません。具体的なところは、ちょっと申し上げられない。

(小野委員)

わかりました。

(子ども育成課 谷脇課長)

先ほどの北部地域で4,500というようなことのように見えますけれども、実は、これまで開設したところ、29年度に開設したところ、それから、30年度に開設するところについても、年度の途中から開設をしたりとかいうふうなところもありまして、通年で言いますと、もう少し実績なんかも上がってくるのではないかとこのように思っていますので、今、想定しております北部地域で全て4,500利用があるということではなくて、そういったほかの施設での伸びというのを推計させていただいて、トータルで、年度でいうと4,500増えてくるというような推計をしております。

(有田会長)

ほかにございませんか。

(新谷委員)

この施設は、ここの地域に住んでいなくても、地区をまたいで利用することは可能なんでしょうか。

(子ども育成課 谷脇課長)

この施設自体が特にエリアを限定した利用ということではございません。特に、最近では、保護者の方は車でお子様を連れてということが結構多いかと思っておりますので、わりと広い範囲から利用していただいている状況です。

(新谷委員)

私が子育てしている頃、自転車しか乗れなかったので行ける範囲って決まっていたんですけど、最近のお母さんは、こうたくさんあって、車も乗れるようになると、お友達もできていいのかなというのと、赤ちゃんを、3歳まで、幼稚園に入れるような年齢になるまで、子どもと一緒に過ごしたいというお母さんのためにすごく良い事業だなと思います。

私もずっと結婚してから主婦なので、最近ニュースで、女性の就労率80何%ですか。そ

れを聞いて、主人に、私も働きに行ったほうがいいがやろうか。もう無理やろうとか。いやいや、そうねとか言いながら。ちょっと随分年もとってしまったんですが、それでおいでけぼりになっているような感じもするんです。だから、若いお母さんだと尚更なのかなという思いもあって、若いお母さん達が、話ができる所があつていいなと思いました。

(桑尾委員)

私は、この「たんぼぼ」というあざみの保育園の施設長なんですが、やはり、併設型なんですけど、お母さんの利用も多いですが、結構、そのお母さん方はうちの園だけではなく、いろんな支援センターに行っています。お母さん同士の情報というかネットワークもすごく、私達職員がわからないようなことも、別の施設の情報なんかをもっと詳しくしたりしますし、来ているお母さんは、保育士が2人いますけど、担当がいますけど、やはりホッとして帰るといふか、育児相談ももちろんですけど、結構深い悩みもあつたりして、市のほうの保健師さんも来てくださつたりして、お母さん方にとっては支援センターというのは必要かなと日々感じています。

お母さん同士の中で話が先に進んでしまつていたりとかいうところなんかもあるので、そんな時は、担任とか私とか、ちょっとわかることは話をするとかということもあつたりします。育児講座もしているので、お母さん方も満足して通つているのかなというのも見られますし、最近では、お母さんだけじゃなく、お父さんと一緒にご夫婦で来るというパターンが多いです。これは現状です。

(有田会長)

ほかに、ご意見ご質問ございませんか。

(芝委員)

今回の変更は15箇所に見直しているということですが、実際に、父兄の方からのニーズとかいうのがどれくらいあつて、今、どれぐらいの乖離が、ニーズに対する乖離があるのかというのかわからないんですけど、そこらあたり教えてほしいんですが。それと、地域ごとにおそらくとられていると思うんですけど、それがどんな状況なのかわからないと、これが良いのか悪いのかも全くわからないので、その点、教えていただければと。

(有田会長)

利用状況について何かありますでしょうか。

(こども未来部 山川部長)

平成29年度の利用実績が全部で51,373人ということになっています。その前、平成28年度が51,618人ということで、ここ2年間は51,000人を超える方が利用されています。

ですので、計画のときの量の見込みを既に上回った方が利用されています。

実際、これは利用したいとお断りするような仕組みではありませんので、おみえになった方は利用できます。ですので、ニーズというのをどういうふうに、あれなんですけど、施設が増えることによって、今まで、ちょっとうちの近所には無いから、自転車で行くところが無いから行けないという方も行く可能性が増えてきますし、さっきご紹介があったように、何箇所か行っていらっしゃる方が、今日はあそこの施設は利用者が多いから別に行こうとかかというような選択肢も増えてくると思います。

そんなこともふまえて、今後の量の見込みにつきましても伸びていくというような考え方にしています。

(芝委員)

すみません。私が聞いたかったのは、要は、利用したい人が、施設が少なくて利用できないのではないかなというのが、どこまで把握できているのかと。要は、実際は70,000人くらいの方が利用したいと思っているのに、まだ今、施設が足りないのといたら、実際31年度ベースでいくと12,000人くらい、まだ利用したいけどできないという人がいるのかいないのか、というところが把握されているのか。要は、施設って増やせば増やすほど、皆さん、いいのはわかりきっているんですね。それが、今、足りないのであれば早急に増やしてほしいというニーズがあると思うんですけど、それがどういう状態かがよくわからないので教えてほしいんです。

(こども未来部 山川部長)

この施設というのは、保育園みたいに申し込んでいて入って行くものではなくて、毎日そこへ誰でも来ていいよという制度なんです。なので、なかなか行きたいのに行けないというニーズをつかむというのは非常に難しく、行きたかったら、毎日やっているところであれば来ていいということになります。

ただ、さっき言ったように、行ったときにいっぱいだったから、こんなにいっぱいいるんだからやめておこうという方は、中にはいたかもしれませんが、なかなかそのニーズまではつかみきれないということになります。

なので、仕組みとして日々受け付けということですから、ちょっとほかの保育とかなんかとは違うので、少しご質問の内容についてはお答えできにくいところがあります。すみません。

(芝委員)

そうしたら、受け皿をつくって、受け皿を作りましたと。それについて利用が少なければ、ちょっと作り過ぎかなというようなことでチェックをしながら、足りないようであれば増やしていくとかという考えですね。

(子ども育成課 谷脇課長)

ちょっと補足です。

今の施設、14箇所の中でも、特に課題になっている部分というのが、土曜日とか日曜日の開所になります。ちょっと今の14箇所の中では、まだ少のうございまして、そういったところでの土曜、日曜日の利用というのも、潜在的には利用希望があるのかなというふうには考えています。

今後、開設していくところについては、土曜、日曜の開設というのもお願いをして運営をしていただくように考えておりますので、そのあたりも利用しやすい、できるだけ利用しやすいような施設ということで、やっていきたいと思っています。

(有田会長)

とりあえず、このたびのニーズ調査のほうで新たな計画ができて、とりあえず、これは5年間分の31年度、このように作ったんだけど、少しくこういうふうなかたちで進んでいる部分があるので変更したいというご提案というふうに、ここのところはとらえてよろしいでしょうか。

そしたら、ほかにございせんか。

なければ、この高知市子ども・子育て支援事業計画の変更につきまして、子ども・子育て支援会議として答申内容を決定したいと思いますですが、この変更のことにつきまして、異議がなければ挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員一致で承認されました。ありがとうございます。

#### 報告事項

##### 幼児教育の無償化について

##### 第8次地方分権一括法について

(有田会長)

次に、報告事項となりますけれども、先ほどから出ております幼児教育の無償化につきまして。そして、第8次地方分権一括法につきまして、2件続けて事務局のほうからご報告をお願いいたします。

(保育幼稚園課 古津管理担当係長)

私のほうから、幼児教育の無償化について。それから、第8次地方分権一括法について、ご報告させていただきます。

まず、右上に資料3とあります、幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化についてと

いう資料をご覧ください。

この資料については、内閣府が、住民、事業者向け説明資料として作成したもので、9月27日から内閣府ホームページに掲載されています。

それでは、1ページをご覧ください。上の点線の枠内には、無償化の目的や国の動向などを記載しています。また、先日、報道されました15日の臨時閣議での消費税増税表明時には、2%引き上げによる税収の半分を来年10月1日からの幼児教育の無償化で国民の皆様に戻元するという発言があり、来年10月の無償化の実現が、さらに確実になったのではないかと考えております。

この資料では、幼児教育無償化を4つに分けて説明しています。それぞれ太字で点線のアンダーラインを引いて表示しています。まず、1つ目が、このページの中ほどの、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども達であり、無償化の大多数はこの区分になると考えております。主な対象者は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども達となります。

次のページをお願いいたします。2つ目は、幼稚園の預かり保育を利用する子ども達で、認可保育所3歳以上児の全国平均保育料の月額37,000円を上限に、幼稚園保育料が月額25,700円まで、預かり保育が月額最大11,300円までが無償化対象となります。

3つ目が、認可外保育施設等を利用する子ども達で、保育認定が前提となり、3歳以上児では、月額37,000円まで。住民税非課税世帯の3歳未満児で月額42,000円までが無償化対象となります。なお、認可外保育施設については、国の指導監督基準を満たすことが条件になりますが、今のところ5年間の猶予期間が設けられる予定となっております。

4つ目が、いわゆる「障害児通園施設」を利用する子ども達で、3歳以上児が対象となります。

次のページでは、先ほどの無償化対象と対象内のイメージ図となります。幼児教育無償化については、現時点では、この情報のみで、ある程度の詳細や財源の内訳などは、現在のところ示されておりません。今ある情報の報告となりまして、詳細については決まっていない部分があり申し訳ございませんが、幼児教育無償化についての説明は以上となります。

引き続きまして、第8次地方分権一括法についてご説明をさせていただきます。

資料は、左上に資料4とあります地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）の概要をご覧ください。

地方分権一括法は、地方公共団体への事務、権限の移譲や義務付け、枠付けの見直しなどの地方分権に関する改革を行なうため、関係法律の整理を行なうもので、第8次一括法では、平成29年12月26日に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けて関係法律の改正等を行なうものです。

本市に関係するものとしましては、改正内容の上段、A 地方公共団体への事務・権限の移譲の上から2段目、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等が該当します。

なお、次のB 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の上から3番目、幼保連携型認定こども園に係る居室床面積基準の標準特例は、待機児童100人以上などの特定の地域にかかるもので、本市は該当せず、その下の保育所等の利用定員の設定・変更手続きの見直しは、本市にも適用されますが、県と市の行政間の手続きの変更であるため説明を省略させていただきます。

次の、2ページの下段の枠をご覧ください。

平成18年の認定こども園制度発足から認定こども園の認定権限は都道府県にありましたが、平成27年の新制度施行により、幼保連携型のみが保育所と同様の認可制度に変更され、認可権限についても保育所と同様に都道府県に加え、指定都市と中核市がもつこととなり、幼保連携型認定こども園、3類型、幼稚園型と保育所型、それから、地方裁量型、この3類型と異なる制度となり、認可と認定の窓口が異なる複雑な制度となりました。

本件は平成29年の地方からの提案のうち松山市の提案に基づくものでありまして、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲することにより、窓口の一本化による事業者の利便性の向上や中核市の事業計画に基づく、教育・保育の計画的な供給体制の確保などの効果が期待されるものです。

なお、本市では平成31年4月1日の改正後の施行に向け、県との協議や認定に関する条例整備などを進めており、権限委譲の準備を年度内に完了させる予定としております。また、政令指定都市については、中核市に1年先立ち、地方からの提案による第7次地方文献一括法で、本年4月1日から権限移譲がされております。

第8次地方分権一括法についての説明は、以上となります。

(有田会長)

この2件のことにつきまして、ご意見ご質問ございませんか。

(小笠原委員)

私からのお願いなのですが。これ報告事項なのですが、もし、この場で協議しなければならぬ案件だったら、私、専門外ですので、ちょっと前もってお送りいただいておりますのと、単語をネットで調べながら理解しながら、この場に来ないと、ちょっと無責任な状態になってしまうのかなという思いがあります。お手数だと思いますけれども、協議にこれがかかってくるようなことにつきましては、事前に配布していただければ、とてもありがたいかなと思っています。特に、法の改正とかという分につきましては、自分のところの分野でいっぱいいっぱいになっているのが現状ですので、申し訳ありませんが、

よろしく願いいたします。

(有田会長)

事務局のほうで何かございませんか。

(こども未来部 山川部長)

ご意見、ありがとうございます。

今回は、国の動向の報告ということでお配りさせていただきました。もちろん、ご意見のとおり、協議、ご意見いただきます場合には、できるだけ資料は手前に準備して送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回報告させていただきましたこの2件は、国の方針が変わることを受けて、中核市としても対応していかなければならない部分でございます。前段の無償化につきましては、先ほど宮地委員からお話がありましたように不透明な部分がたくさんあります。私達も宮地委員と同じように国に向かって聞きたいことが山ほどありますという状況で、この程度の報告になってしまって申し訳ありません。

資料4は、現在、高知市の条例改正の手続きを進める準備をしています。ごめんなさい、改正ではないですね。新たに作っていきますので条例制定においてパブリックコメント等も実施していくようになっていきますので、情報提供ということで、今回、ご説明させていただきました。

(有田会長)

本当にこの会議はいろんな専門の立場の方がいらっしやって、私達も本当に全てがわかるわけではないので、ニーズ調査ではありませんけれども、いただく資料につきましては、わかりやすいご説明をいただくと、とても委員として責任をもった役割ができると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。

(吉川委員)

全く素人だから、ちょっとだけ説明してほしいんです。

この無償化のこの図ですね。こういうふうの場合に、ある人にとってはものすごくメリットが大きい、ある人にとってはものすごく全然マイナス、マイナスにはならないのかな。差がおきることもあるでしょう。決めないとしょうがないから、しょうがないんでしょうね。それによって、選ぶところがものすごく変わってくるということが起こるわけでしょうかね。どういう施設を選ぶとかということは変わらないんですか。どういうふうにとらえておられますか。

(こども未来部 山崎副部長)

この無償化の中では、本当にこちらにもまだ疑問がたくさんあるところとして、例えば、幼稚園の預かり保育を利用する場合に、保育認定に準じた方というのが条件になっています。同じように預かり保育を利用していても、両親共に就労していない方については無償化の対象にならないということになっています。同じサービスを利用してそういう差がつくような状況になりますし、先ほど宮地委員が言われた満3歳児の問題。これはもともと非常に大きな問題として、平成27年のこの制度発足の時にも、1号認定の保育料の設定にあたっては、預かり保育の利用料をプラスすると2号認定とほぼ同等になる。2号認定の短時間と同等になるようなかたちの設定を行なったところです。

そういうふうに非常にある意味、利用の仕方によってはメリットとといいますか、変わってくるようなところがありまして、それがニーズというものの流動になる可能性を秘めていると思います。

#### 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

(有田会長)

それでは、質問が無いようでしたら、次に、「地域共生社会」の実現に向けた国の動向につきまして、事務局からお願いします。

(健康福祉総務課 大北課長)

現在、我々健康福祉部のほうでは平成25年3月に高知市社会福祉協議会と合同で策定をいたしました、支え合いのあるまちづくりを基本理念といたします地域福祉活動計画の次期計画策定に向けた改定作業に取り組んでいるところです。

この計画の見直しにあたりましては、国の社会福祉に関する制度改正の動向を踏まえまして取り組んでいるところですが、この見直しの内容は、子ども・子育て分野にも関係する部分がございますことから、本日、お邪魔をさせていただきまして、少し時間をいただきまして委員の皆様にご報告、ご説明をさせていただきたいと思っております。

説明内容につきまして、既にご存知の皆さんもおいでのことと思っておりますが、少しの間、お付き合いをよろしく申し上げます。それでは、ここから座って説明をさせていただきます。

既にお配りさせていただいております横の資料⑤という資料をお手元にご準備いただけますでしょうか。タイトルは、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）というタイトルの資料でございます。

この資料が、国のほうが取り組みを進めております地域共生社会の実現に向けた概要を取りまとめた資料になっておりまして、まず、地域共生社会の取り組みが国において必要とされている背景と方向性について概略をご説明させていただきます。

まず、1つ目ですけれども、上から2つ目の白抜きのところになりますけれども、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換という記載がございます。これは、日本の社会保障は、これまで高齢・障害・子どもなどの対象をもとに制度の構築がなされてまいりましたけれども、最近では晩婚化などに伴いまして、先ほどの調査票の中身にご説明がありましたけれども、親の介護とか子育てに同時に直面する世代、これがダブルケアですけれども、と、高齢の親御さんと引き籠もりの50代の子が同居する世代、これが8050問題という言い方をしますけれども、こういったことに象徴されますように複合的な支援が必要となる事例がみられるようになっておりまして、今まで対象者ごとに縦割りで整備されてきた公的な支援・制度のもとでは対応が困難なケースの存在がうきぼりになってきております。

これから先々人口減少が進んでまいりますので、人口減少が単純に進むといったことではなく、特に生産年齢人口を中心に減少が進んでまいりますので、社会保障を支える専門人材も減ってきますので、これまで対象者ごとに縦割りで整備されてきました従来型の公的支援では、これを今のままのかたちで存続させていくといったことが難しい状況となっております。

これから、様々なお困り事を抱えている住民の方々のニーズに対応していくためには、こういった公的支援が、個人や世帯が抱えております複合的な課題に対して、縦割りではなくできるだけ包括的に対応していくこと。また、地域の実情に応じて、高齢、障害、子どもといった個別の分野にまたがって総合的な支援を提供していくといった方向性が必要となってまいります。このことが1つ目の公的支援の在り方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換することが必要とされている背景でございます。

2点目につきまして、右にございますが、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換といったことが書かれております。

近年、人口減少や核家族化等の社会環境が変わってきております。地域や職場や家庭におけるつながりが弱まっておりまして、関係性の稀薄化にともない社会的に孤立する方々の存在も明らかになってきております。

高知市におきましては、民生委員さんをはじめといたしまして、地域で様々なボランティア、関係者の方々それぞれ活動に取り組んでいただいているところですが、こういった社会的に孤立する方々を必要な支援につなげていくためには、こういった取り組んでいただける担い手の方々の裾野というのをさらに広げていく必要がございます。

こういった支え合いのある地域づくりを進めていくにあたりましては、住民の方それぞれが、自分や家族が暮らしたい地域にしていくという主体性に基きまして、ひとごとではなく我が事として当事者意識を持った取り組みが行なわれ、人と人とが孤立することなくつながっていくといった社会作りが求められているというところでございます。

これが、2つ目の国がいうところの「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換することが必要とされている背景でございます。

国におきましては、以上のような現状認識をふまえて、すぐ下の白抜きにございます改革の骨格とございますけれども、4本の柱立てをいたしまして、地域課題の解決力の強化をはじめ、これらの取り組みを進めていくこととしております。

地域課題の解決力強化の上から3つ目の「・」に地域福祉計画の充実といった項目がございます。それでは、こういったかたちで地域福祉計画、我々が取り組んでおります計画を充実させていくのかといった点につきましては、のちほどご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

2ページは、地域共生社会に関する国における検討経過などをとりまとめた資料でございます。この資料では平成27年9月からの内容を記載しておりますけれども、地域共生という考え方につきましては、ここにあげるもっと以前に様々な議論がなされてまいりました。

今日、時間の関係で全て申し上げることはできませんけれども、一番直近の動きとなります一番この表の下の部分になりますけど、29年12月に発出されております地域福祉計画の見直しに関連が一番深い部分になるんですけれども、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針、これを3ページに添付しております。その下の地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての通知というのは、4ページから6ページに添付しておりますので、これらの資料を中心にご説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

資料4ページで、様々なことがらが記載されておりますけれども、私が、この資料の中でも特に重要だと思う点が、上から2つ目の表になります、第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)ということで、この表の左側の(4)の部分ですね。法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)という部分ですけれども、地域共生に向けた取り組みにおきましては、ところどころで地域住民の主体的な参加が求められるといったワードがおいているわけですけれども、この住民参加という考え方は、行政の果たすべき役割を単に住民に押し付けることだけにとどまってはならないと考えております。

今回の制度改正にともないまして、市町村には、住民の複合的な相談を包括的に受け止める側の整備ですとか、一旦、受け止めた複合的課題の解決に向けまして、多機関連携による、多機関の「た」は「多」という字を書きますけれども、専門機関が支援チームを組んで包括的な支援体制を構築していくと。行政にはそういう環境整備の責任が課されております。

そういった意味で行政は様々な専門機関や関係者を総合調整していく役割をこれから果たしていく必要がございます。そういった意味において、これまで以上に行政は、もっと責任をもって重大に、責任が重大になってくるということですので、地域の住民の皆さん

に主体的な取り組みをお願いする以上、こういう公的な責任と、公的な責任というか明確化するということとセットでなければ、住民の皆さんに主体的な取り組みをお願いしますといったことは受け入れていただけないのではないかなというふうに考えておりますので、こういった姿勢を大事にしてこの取り組みを進めていかなければならないと考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページでございますけれども、今回の制度改正にともないまして、市町村におきましては、包括的な支援体制の整備が努力義務とされております。内容といたしましては、大きく3点ございまして、一番上から少し下に下がった、これも白抜きの文字で少し読みづらくて申し訳ないですけど、1点目が「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備に関する事項とございます。この点につきましては、現行の地域福祉計画を振り返る場でも報告がございましたけれども、現計画に基づく取り組みによりまして、地域地域で住民主体により地域課題に取り組む事例ですとか、いわゆる地域でのつどいの場、サロンと呼ばれる場ですとか、子育て分野でいいますと子ども食堂といった、こういった取り組みが着実に進んできておりますけれども、こういった取り組みをさらに全市域的に拡充していく必要があると考えております。

2点目ですけれども、「住民に身近な圏域」において、複合的な生活課題に関する相談を包括的に受け止める場の整備が求められているところでございまして、右に、例えば、整備手法が例の1から4まで示されております。これはあくまで例示でございますので、こういった具体例を参考にしながら、高知市の社会資源とかそういった実情をふまえて、これから具体的な取り組みに移っていかなければならないと考えております。

3点目につきましては、②で一旦受け止めた複合的な課題の解決に向けまして多機関が連携し、支援体制を構築していくことが求められておりますので、以上、1から3までの点をふまえて行政のほうが環境整備に取り組んでいかなければならないと考えております。

一番最後のページをご覧いただきたいですけれども、ページ番号をふってないですけれども。

冒頭、私の方から、今回の地域福祉計画の見直しに関連いたしまして、子ども・子育て分野にも影響、関連性があるということを申し上げましたけれども、今回の制度改正によりまして、地域福祉計画、ご覧のように福祉分野における各個別計画の上位計画としての位置付けがなされております。これらの計画の関係性をふまえて、最後、6ページをご覧いただきたいですけれども、6ページが、国が示しております地域福祉計画の見直しに関するガイドラインとなっておりますので、左半分が市町村計画に関する記載で、右半分が都道府県計画に関する記載となっておりますので、先ほどの関係性をふまえながら、市町村計画における関係性のみに絞ってご説明させていただきます。

今回の改正にともないまして、地域福祉計画に盛り込むべき事項が2点追加をされております。左の①と⑤の下線部分でございますけれど、①ですけれども、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項。こういったことがらを追記するといったことになっております。

これは、これまで各福祉分野は個別それぞれ実施するのではなく、連携して取り組みを進めることにより、事業の効果や効率性が高まることが期待される取り組みでございます。具体的には、下のアからタに掲げる16項目が例示されております。

例えば具体例で申しますと、カの居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方ですとか、キの就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方、居住とか就労といった分野につきましましては、どの分野の行政計画を作るにあたって共通のテーマとして必ずあがってくるようなテーマでございます。

専門性の確保といった課題は残りますけれども、共通項で括れる部分がございますので、そういった内容について取り組んでいけることがあれば、効果や効率性が高まることが期待できる項目であれば、それは共通的に取り組んでまいらなければならないと、そういった趣旨となっております。

2つ目の項目が、⑤の包括的な支援体制の整備に関する事項となっております。これは先ほど、資料5ページのほうで説明をさせていただきました市町村における包括的な支援体制の整備に関する事項ですね。協議会のご意見をいただきながら、地域福祉計画のほうに盛り込んでいかなければならないというふうになっているところでございます。

私のほうから、極々はしりばしりで申し訳ございません。簡単に国の地域共生社会の取り組みに関する概要の説明をさせていただきましたが、こういった制度改正の内容をふまえて、これから高知市の包括的な支援体制の構築に向け、具体的に取り組みに移すことが必要となってきますので、今後も必要に応じて、この子ども・子育て支援会議の委員の皆様に対しても、ご報告、情報提供をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

(有田会長)

先ほどの、この説明につきまして、ご意見ご質問、ございませんでしょうか。

社会が段々変わってくる中で大変な課題が出てきます。解決の方法を色々変えていかなければならない、進めていかなければならない、たくさんあるかと思えます。またこれからは子ども・子育て支援会議のほうで出てくると思えますので、どうかよろしくお願いいたします。

ご意見が無ければ、全ての報告が終わりましたので、皆様方に本当に多様な活発な意見いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

以上をもちまして、平成30年度第1回高知市子ども・子育て支援会議を終了致します。有田会長はじめ委員の皆様、本日はまことにありがとうございました。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲